

自動車リコール制度に関する建議についての  
実施状況報告に関するヒアリング項目について

平成 23 年 1 月 14 日  
消費者委員会

**1. 建議事項①の実施状況について（国土交通省）**

- Q 1 「不具合情報調査推進室」の設置時期、体制、及び主な業務内容
- Q 2 自動車不具合情報ホットラインの周知のための取組の効果の検証方法等
- Q 3 自動車の設計・製造に起因するような不具合が疑われるものについて、自動車メーカー等に事実確認を行う「時期」についての考え方
- Q 4 自動車メーカー等に対する事実確認の結果のうち、「直ちに公表する」としている「注意喚起のため、緊急に行う必要があるもの」の考え方
- Q 5 自動車メーカー等に対する事実確認の結果のうち、「定期的に公表する」としている「適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促進するのが必要な事案」の考え方
- Q 6 自動車メーカー等から報告された不具合情報のうち、「定期的に公表する」としている「ユーザーへの注意喚起が必要な事案」の考え方

**2. 建議事項②の実施状況について（消費者庁）**

- Q 1 国土交通省から提供された自動車の不具合情報のうち、事故情報データベースに反映する「生命・身体に関する消費生活上の事故情報と消費者庁が判断した情報」の判断基準
- Q 2 消費生活センターが受け付けた相談情報を事故情報データベースに掲載させるうえでの課題
- Q 3 事故情報データベースの「一般消費者向けサイト」における事故の詳細等の情報提供の在り方についての検討スケジュール

- Q 4 事故情報データベースにおける相談の処理結果の公表について、必要な措置として講ずることを予定している事項（閲覧の対象者についての考え方を含む）や検討スケジュール

### **3. 建議事項③の実施状況について（国土交通省）**

- Q 1 （独）交通安全環境研究所の技術検証体制の強化時期、強化後の体制、及び国土交通省から技術検証を依頼する事案の基準
- Q 2 再リコールの原因についての分析・検証状況

### **4. 建議事項④の実施状況について（国土交通省）**

- Q 1 自動車メーカー等がリコール届出を最終決定してから国土交通省に届け出るまでの期間（日数等）について、設定しようとしている基準の内容、基準設定の時期、及び基準の根拠（法令、通達等の別）
- Q 2 自動車の市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）の在り方についての検討方法及び検討スケジュール